

恵庭市子ども・子育て支援法及び児童福祉法並びに恵庭市保育に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月30日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第4号

恵庭市子ども・子育て支援法及び児童福祉法並びに恵庭市保育に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

恵庭市子ども・子育て支援法及び児童福祉法並びに恵庭市保育に関する条例の施行に関する規則（平成26年規則第24号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第38条（略） 別表第1(第24条関係) 備考 1～8（略） 9（略） (1)～(3)（略） (4) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する医療型児童発達支援又は同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども (5)（略） 10～14（略） 別表第2（第25条関係） 備考 1～7（略） 8（略）	第1条～第38条（略） 別表第1(第24条関係) 備考 1～8（略） 9（略） (1)～(3)（略） (4) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援_____又は同条第4項に規定する居宅訪問型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども (5)（略） 10～14（略） 別表第2（第25条関係） 備考 1～7（略） 8（略）

現行	改正案
(1)～(3) (略) (4) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、 <u>同条第3項に規定する医療型児童発達支援又は同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども</u> (5) (略) 9～10 (略)	(1)～(3) (略) (4) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援_____ _____ <u>又は同条第4項に規定する居宅訪問型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども</u> (5) (略) 9～10 (略)
別表第3 (第25条関係)	別表第3 (第25条関係)
備考	備考
1～7 (略)	1～7 (略)
8 (略)	8 (略)
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、 <u>同条第3項に規定する医療型児童発達支援又は同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども</u>	(4) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援_____ _____ <u>又は同条第4項に規定する居宅訪問型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども</u>
(5)～(6) (略)	(5)～(6) (略)
9 (略)	9 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。